

## フルハーネス型墜落制止用器具使用作業の業務に係る特別教育

安全衛生規則の一部改正に伴い、平成31年2月1日より「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」に従事する者は特別教育を受けることが義務付けられます。

当協会は、事業者にとって代わって標記教育を実施するものです。

(安全衛生法第59条 安衛則第36条第24号)

**1. 受講資格** 特に制限はありませんが、18歳以上でなければ当該業務に就かせることはできません。

**2. 開催日時・会場・定員**

開催月日	会場	定員
令和3年9月3日(金) 8時50分より(受付8時30分～)	松江市学園一丁目5番35号 (一社)島根労働基準協会	50名

※新型コロナウイルス感染拡大の状況を受け募集定員を縮小しております。

※車でご来場の場合、詰込み駐車になり途中退場が出来ない場合がありますことを予めご了承ください。

**3. 科目・時間割**

科目		時間割
学 科	オリエンテーション	8:50 ～ 9:00
	Ⅰ 作業に関する知識	9:00 ～ 10:00
	<休憩>	10:00 ～ 10:10
	Ⅱ 墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。 以下同じ。)に関する知識(休憩10分含む)	10:10 ～ 12:20
	《昼食・休憩》	12:20 ～ 13:10
	Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	13:10 ～ 14:10
	<休憩>	14:10 ～ 14:20
	Ⅳ 関係法令	14:20 ～ 14:50
実 技	<休憩>	14:50 ～ 15:00
	Ⅴ 墜落制止用器具の使用方法等	15:00 ～ 16:30

#### 4. 受講区分

(★) 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ

特別教育 (安衛則第36条 特別教育規程第24号)		条 件			
		(★)の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者	(★)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者	ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者	左記の条件以外の者
受講区分		①	②	③	④
科 目	I 作業に関する知識	省略可	省略可	要受講	要受講
	II 墜落制止用器具に関する知識	省略可	要受講	要受講	要受講
	III 労働災害の防止に関する知識	要受講	要受講	省略可	要受講
	IV 関係法令	要受講	要受講	要受講	要受講
	V 墜落制止用器具の使用方法等(実技)	省略可	要受講	要受講	要受講
受講時間		1時間30分	5時間	5時間	6時間

#### 5. 受講料・テキスト代 (税込)

(免除なし：受講区分④)

受講者の別	受講料	テキスト代	計
会員事業場の受講者	8,470円	990円	9,460円
その他の受講者	10,890円	990円	11,880円

(免除あり：受講区分①、②、③)

受講者の別	受講料	テキスト代	計
会員事業場の受講者	7,260円	990円	8,250円
その他の受講者	9,680円	990円	10,670円

振込の場合(振込手数料は、振込人の負担)は、下記の口座に受講料(テキスト代を含む)をお振込み後、必ず受講申込書裏面に振込金受取書の写しを添付のうえ次項郵送先へ郵送してください。なお、複数の講習の申込みについては、まとめて振込むことができます。(振込金受取書の写しに講習の種類、受講人数、金額を明記したものを受講申込書の裏面に添付し、その受講申込書を一括して送付してください。)

#### 【振込先】

山陰合同銀行 松江駅前支店 普通預金 2144428

(口座名) シャシマネロウドウキジユンキョウカイ

一般社団法人 島根労働基準協会

## 6. 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/>)

\*開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

## 7. 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

実技の際は、実習が可能な服装とし、ヘルメット、安全靴(会場が屋内のためスパイク付は不可)を必ず携行してください。

## 8. 修了証の交付

受講修了者には所定の「修了証」を交付します。

## 9. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、公の機関が証明した資格証明書(健康保険証等)」を必ずご持参ください。(\*個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)

## 10. 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)について

この講習は要件を満たせば人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の助成が受けられます。

(島根労働局ホームページ「助成金等→建設業関連情報のご案内」をご覧ください。)

**島根労働局職業安定部職業対策課建設助成金担当(電話0852-20-7022)**

## 11. お問い合わせ先・郵送先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

# フルハーネス型墜落制止用器具使用作業の業務に係る特別教育受講申込書

※受講番号
※修了証番号

(裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。)

ふりがな		印	受講区分	開催月日	受講地
氏名			該当するものに○をして下さい。 ① ② ③ ④	9月3日	松江
生年月日	昭和・平成 年 月 日				
住所	(〒 - )				
勤務先	名称	(TEL - - FAX - - ) 個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。			
	所在地	(〒 - )			
科目免除資格欄 (該当する番号に○をして、①、②区分は従事期間等を記入してください。③区分は、裏面に該当の修了証の写しを必ず添付してください。)	区分	条件及び証明等			
	①	高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難な場所で フルハーネス型安全帯を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者			
		作業従事期間 年 月 ~ 年 月 ( 年 ヶ月)			
	②	高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難な場所で 胴ベルト型安全帯を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者			
	作業従事期間 年 月 ~ 年 月 ( 年 ヶ月)				
③	ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者 <b>注)足場の組立て等作業主任者技能講習修了者は免除対象となりません。</b>				
証明 (④区分は必要なし)	上記記載内容は事実であり、免除科目に関する裏面添付書類(資格等)は原本と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 事業者職氏名 印				

上記のとおり申し込みます。

島根労働基準協会加入の有無	有	無	
受講料等納入方法	月 日		
振込・現金	円		

令和 年 月 日  
(一社)島根労働基準協会長 殿

注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください

注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。

**【個人情報について】**

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいた講習等の確実な実施のために使用するほか、当該科目の再教育等のご案内に使用することがありますので、ご了解ください。